

令和5年 第2回 新富町農業委員会会議録

(令和5年2月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和5年 第2回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和5年2月28日(火)					
召集の場所	新富町役場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和5年 2月28日 午後 1時56分 議長 閉会 令和5年 2月28日 午後 2時32分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1番	平下 裕敏	○	9番	安藝 眞充	×
	2番	芳野 京子	○	10番	川野 國廣	○
	3番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4番	藤井 貞敏	○	12番	長友 保	○
	5番	水筑 祐子	×	13番	猪俣 忠	○
	6番	太田 茂	○	14番	井崎 誠	○
	7番	長友 万藏	○	15番	長友 嘉美	○
	8番	鬼塚 眞理子	○	16番	前田 章男	○
会議録署名委員	15番 長友 嘉美委員、16番 前田 章男委員					
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	緒方 利行	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
	係長	中谷 静江	○			
	主 幹	濱菌 幸江	○			
会議に付した事件	別紙のとおり					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
議 案 写	省 略					
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (3) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移
転・利用権設定の集積計画承認について
- (4) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定
(中間管理機構)の集積計画承認について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権
移転・利用権設定の集積計画承認について

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第7項の規定による利用権設定
(中間管理機構)の配分計画承認について

議長 　ただ今から、令和5年第2回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員8名、農地利用最適化推進委員7名であります。定足数に達しております。

議長 　1月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 　議事に入る前に、事務局から報告があります。

事務局 　報告いたします。農地利用最適化推進委員の安藝 眞光委員ですが、年末から体調を崩しており、今月に入院されました。息子さん夫婦が来庁され、今後の活動も難しいことから、本人の意志もあり、辞職されたいとのことであり、この総会で報告し、本日付け辞職届を受理いたします。尚、残りの任期も約4ヶ月ですので、欠員補充は行わず、関係委員で対応をお願いいたします。

議長 　日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に15番 長友 嘉美委員、16番 前田 章男委員を指名いたします。

議長 　日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
おはかりいたします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はありませんか。

(異議なし声あり)

議長 　異議がないようですので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 　それではさっそく議事に入りたいと思います。日程第3、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題と致します。

議長 それでは、その1とその2は関連がありますので、併せて、現地調査の報告を含めて事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その1とその2について説明申し上げます。議案書の1ページになります。2件とも親子間無償贈与で譲渡人は■■■■さんになり、その1の譲受人は■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■他全2筆、田の1,757㎡、その2の譲受人は■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■他全2筆、田の5,856㎡です。事務局にて現地の確認した結果、共に耕作するのに問題ない土地でありました。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

水筑 ありません。

議長 次にその3について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その3について説明申し上げます。譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、畑の4,009㎡、所有権移転で経営規模拡大の無償譲渡となっております。
次に現地調査について報告します。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

鬼塚 ありません。

議長 ただいま議案第7号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので採決します。
議案第7号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第7号については、申請どおり承認されました。

現況が畑 319 m²、申請内容は一般個人住宅、建築面積は 98.54 m²、申請理由は議案書記載のとおりです。第3種農地となっており、土地代は■■■万円です。説明は以上です。

議長 それでは地元委員からの報告も含めて、現地調査の報告をお願いします。

15番 長友 嘉美委員

長友 15番、長友が現地調査の報告いたします。この申請地は、住宅街にあり、道路にも面しており、排水もしっかりしてあるので、何ら問題ありません。

議長 次に、その3について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その3について説明申し上げます。現地調査資料の5ページになります。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■他全2筆で■■■■地区集会所近くの■■■■■■■■から■■■■方面へ約300m進んだ付近の左側になります。田の633 m²、申請内容は農家住宅、建築面積は120.93 m²、申請理由は議案書記載のとおりです。第3種農地となっており、土地代は無償贈与です。説明は以上です。

議長 それでは地元委員も兼ねて現地調査の報告をお願いします。

15番 長友 嘉美委員

長友 15番、長友が現地調査の報告いたします。道路に面しており、現在は田の状態ですけど、排水もしっかりしており、何ら問題ありません。

議長 ただいま議案第8号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので採決します。
議案第8号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第8号については、申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 つぎに、議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その1の所有権移転について、関係委員に説明を求めます。

2番 芳野 京子委員

芳野 2番芳野が、その1について説明します。

譲渡人が大字■■■■■■■■■■の■■■■■さん、譲受人が大字■■■■■■■■■■、■■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■、畑で494㎡、公告年月日が令和5年3月30日で、対価額は■■■■■■■■円になります。10アールあたり■■■■■■■■円で、こちらはもう既に■■■さんのハウス内で賃借されていた畑なので、今回売買となりました。猪俣委員と共同あっせんになります。説明は以上です。

議長 つぎにその2の所有権移転について、関係委員に説明を求めます。

2番 芳野 京子委員

芳野 2番芳野が、その2について説明します。

譲渡人が大字■■■■■■■■■■、■■■■■さん、譲受人は大字■■■■■■■■■■、■■■■■、■■■■■■■■■■、申請地は■■■■■■■■■■、畑1,972㎡から4筆ありまして、合計の5,720㎡になります。公告年月日は令和5年3月30日、対価額は■■■■■■■■円、10アールあたり■■■■■■■■円ということで、こちら鳥インフルの埋却地の場所に急遽なりましたので、詳しいことは事務局の方に説明していただきたいと思っております。こちらは、猪俣委員と共同あっせんになります。以上です。

事務局 こちらは、吉野委員から説明のあったとおち、昨年度末に発生した鳥インフルの埋設地になります。もともと養鶏場の近くに埋設地を確保していたのですが、地理的条件で水が湧くとかでなかなかその場所

で埋却出来ないということで、急遽、別の場所を探して埋設したとこです。そこは、すでに耕作者もおられ、そこは個人での売買のお話で進めていのですが、どうしてもまわりの相場的より若干高い設定となっております。特殊な事情で、値段の交渉が後になり、まずい部分もあったけども、迷惑料という形で通常より相場は若干高いと思いますが、あくまでも相場を説明した上で、この金額という形にさせていただきました。今回は事務局もいろいろ特殊な案件で委員の皆様になかなか情報を伝達できないままの交渉になり、ご迷惑をおかけしたこともありました。このような特殊な案件がありましたらですね、次回からはいろんな協議を行いながら、情報を共有しながら慎重に進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。また何かありましたら質問などお受けいたします。

議長 続きますして貸借権設定について事務局に一括して説明してもらいます。

事務局 それでは、その3について説明申し上げます。

議案書の4ページからになります。譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、親子間設定で申請地は大字■■■■■■■■他全7筆、登記地目が宅地の2182.76㎡、畑の5,196㎡、原野の309㎡、山林の336㎡、雑種地の160㎡、計の8183.76㎡ですべて現況は畑となっております。公告期間は令和5年3月1日から令和15年2月28日、期間借地の使用貸借設定で個別案件となっております。

その4です。譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■、畑の1,039㎡、公告期間は令和5年3月1日から令和10年2月29日、賃貸借設定の10アールあたり■■■■■■円、経営規模拡大で個別案件となっております。

その5です。譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■他全16、畑の22,249㎡、公告期間は令和5年3月1日から令和10年2月29日、使用貸借設定で、経営規模拡大の個別案件となっております。

次にその6です。譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■、畑の3,053㎡、公告期間は令和5年3月1日から令和15年2月28日、賃貸借設定の10アールあたり■■■■■■円です。経営規模拡大の■■■■案件となっております。

その7とその8は関連がありますので併せて説明いたします。2件とも譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、その7の申請地は大

字■■■■■■■■■■他全 4 筆、畑の 1,513 m²、公告期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日、使用貸借権設定で、経営規模拡大、個別案件、その 8 の申請地は大字■■■■■■■■■■他全 2 筆、畑の 4,060 m²、公告期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日、賃貸借設定の 10 アールあたり■■■■■■■■円で、経営規模拡大で個別案件となっております。

次にその 9 です。譲受人が■■■■■さん、譲渡人が■■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■他全 4 筆、畑の 6,822 m²、公告期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日、賃貸借設定の 10 アールあたり■■■■■■■■円で、経営規模拡大で個別案件となっております。

その 10 です。譲受人が■■■■■さん、譲渡人が■■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■、畑の 3,587 m²、公告期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日、賃貸借設定の 10 アールあたり■■■■■■■■円で、経営規模拡大で個別案件となっております。

その 11 です。譲受人が■■■■■さん、譲渡人が■■■■■さんの相続人■■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■、畑の 9,192 m²、公告期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日、賃貸借設定の 10 アールあたり■■■■■■■■円です。経営規模拡大で個別案件となっております。

次にその 12 です。譲受人が■■■■■さん、譲渡人が■■■■■さんの相続人でもある■■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■他全 12 筆、田が 6,780 m²、畑が 1,657 m²で計の 8,437 m²、公告期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日、使用貸借権設定で、経営規模拡大で個別案件となっております。

その 13 です。譲受人が■■■■■さん、譲渡人が■■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■他全 4 筆、登記地目が牧場で 840 m²の内、現況が畑となっている 700 m²、畑 4,502 m²の内 3,200 m²、計 3,900 m²です。公告期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日、賃貸借設定の 10 アールあたり■■■■■■■■円で、経営規模拡大で個別案件となっております。

次にその 14 です。譲受人が■■■■■さん、譲渡人が■■■■■さんの相続人■■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■他全 3 筆、田の 4,665 m²、公告期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日、賃貸借設定の 10 アールあたり■■■■■■■■円で、経営規模拡大で■■■案件となっております。

その 15 から 31 までにつきましては、再設定になりますので説明

は省略します。以上、説明を終わります。

議長 　ただいま議案第9号について説明がありましたが、質問等はありませんか。

議長 　質問等もないようですので採決します。
議案第9号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 　挙手全員ですので、議案第9号については承認されました。

議長 　つぎに、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定（中間管理機構）の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 　それではその1からその15まで、一括して事務局に説明を求めます。

それでは、事務局から説明申し上げます。

こちらのその1から15までにつきましては、農地中間管理事業の地域及び個別案件となっております。なお、借り手予定者につきましては、資料の30ページです。別紙様式第7号の2の配分計画案のとおりになっております。説明は以上です。

議長 　ただいま議案第10号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 　質問も内容ですので採決します。
議案第10号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 　挙手全員ですので、議案第10号については承認されました。

議長 　以上をもちまして、令和5年2月28日開会の第2回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。

令和5年2月28日

会 長 平下 裕敏

署名委員 長友 嘉美

署名委員 前田 章男